



2023年4月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 幸 和 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 玉 田 秀 明
(コード番号：7807 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 植 田 樹
(TEL. 072-238-0605)

株式会社島製作所に対する仮処分申立ておよび訴訟提起の経過について

2021年12月16日付にて開示しておりました「仮処分申立ておよび訴訟提起に関するお知らせ」のその後の経過につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式会社島製作所に対する仮処分申立ておよび訴訟提起の経過について

当社は、株式会社島製作所（代表者：島 義弘 所在地：大阪府大阪市東住吉区桑津4丁目3番9号）に対して、当社が保有する特許権（以下「本特許権」という。）に基づき、同社が製造・販売する歩行車（製品名「シンフォニーバスケット」：以下「本製品」という。）が本特許権を侵害するとの主張をもって、本製品の製造・販売を含む侵害行為の差し止めおよび当社が受けた損害の一部の支払いを求めて差止仮処分および損害賠償訴訟請求を2021年12月16日付で大阪地方裁判所に申立ておよび提起（以下「訴訟提起等」という。）をいたしました。

同社は、訴訟提起等の審理の開始後、本特許権にかかる特許を無効とすべきとの主張をもって、特許無効審判の請求（以下「本特許無効審判」という。）を2022年3月31日付けで特許庁に申立てをいたしました。

今般、本特許無効審判の審理が終結いたしました。

結果、同社の主張は全面的にしりぞけられ、本特許権は有効であるとの審決の言い渡しがありました。

2. 今後について

訴訟提起等の審理は継続しており、損害額の審理へと進行しておりますが、今後も当社の正当性を主張していく所存です。

3. 当社の考え方について

当社といたしましては、同社の取引関係者の不測の損害の発生を回避すべく、当事者の間における解決を図るため、同社に対して交渉の段階から再三にわたり相互の譲歩による合意解決の提案をしてまいりました。同社は、交渉の段階とかわらず、訴訟提起等および本特許無効審判においても、同様の主張に終始している状況であります。当社は、徒に争いをする意図はないところですが、訴訟提起等の速やかな終結に向けて当社の主張を継続していくとともに、必要な開示事項が発生した場合には、改めてお知らせをいたします。

以上